

監査結果公表第29－18号

財政援助団体等監査の結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成30年3月30日

八尾市監査委員	田	中	清
同	八	百	康子
同	小	湊	雅子
同	谷	沢	千賀子
同	大	星	なるみ

記

- 1 財政援助団体等監査
やおコミュニティ放送株式会社、八尾市職員厚生会
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072－924－3896（直通）
- 4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 田中誠太様
八尾市議会議員 竹田孝吏様

八尾市監査委員	田中清
同	八百康子
同	小湊雅子
同	谷沢千賀子
同	大星なるみ

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成29年11月13日から平成30年2月27日まで

2 監査の対象団体

やおコミュニティ放送株式会社、八尾市職員厚生会

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 出納事務等

監査の範囲 原則平成28年度の事務事業

(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とする)

4 監査の目的及び着眼点

八尾市からの出資金、助成金にかかる出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、その執行状況を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

出納及び出納に関する事務について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【やおコミュニティ放送株式会社】

本法人は、市政情報をはじめ、日常的な生活情報や災害時の緊急情報等、身近な情報による番組構成により文化・産業の振興、地域コミュニティの醸成、市民相互ネットワークづくり、市政への市民参加の推進に寄与することを目的として、平成9年10月31日に設立された。資本金は1億円で、このうち八尾市からの出資金は2,500万円である。

主な業務内容は、コミュニティFM放送及びコミュニティ放送番組の製作・販売等である。

第20期(平成28年4月1日～平成29年3月31日)決算については、営業利益が296万6,098円(対前年度39万4,294円、15.3%増)、経常利益が308万1,184円(対前年度42万3,128円、15.9%増)となり、当期純利益は255万3,684円(対前年度49万1,371円、23.8%)となり、経年比較における経営状況は良化しているが、累積欠損金の解消には至らず、配当金の支払はなかった。

今後とも、より一層の経営の健全化を図るとともに、住民生活の向上に寄与する情報の提供に努められたい。

(単位：円、%)

	第18期 (H26.4.1～H27.3.31)	第19期 (H27.4.1～H28.3.31)	第20期 (H28.4.1～H29.3.31)	増 減 (20期－19期)	増減率
営 業 利 益	1,065,530	2,571,804	2,966,098	394,294	15.3
経 常 利 益	1,538,864	2,658,056	3,081,184	423,128	15.9
当 期 純 利 益	1,156,989	2,062,313	2,553,684	491,371	23.8
資 産	88,694,982	88,599,270	90,620,216	2,020,946	2.3
負 債	7,525,095	5,367,070	4,834,332	▲532,738	▲9.9
純 資 産	81,169,887	83,232,200	85,785,884	2,553,684	3.1

1 経理規程の整備について

経理に関する方針・処理方法等の一部が定められていないので、規定の整備を行われたい。

2 受託契約に係る事務について

- (1) 八尾市から受託している業務の一部を再委託しており、当該業務の契約書において、第三者への再委託には八尾市の承認を得ることとなっているが、必要な手続を行っていないことから、適正な事務処理に改められたい。
- (2) 業務委託契約において、定められた決裁手続がされていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行われたい。

3 雇用契約書について

従業員を雇用する際には、代表取締役から従業員へ雇用条件等を定めた雇用契約書を交付されているが、労使双方が記名押印を行った雇用契約に関する書面を双方が所持することが望ましいと考えられるので、検討されたい。

【八尾市職員厚生会】

八尾市職員厚生会は、地方公務員法第 42 条及び八尾市職員の厚生制度に関する条例、同施行規則に基づき、職員相互の親睦と福利の増進を図ることを目的として昭和 56 年 6 月 1 日に設立された。現在は生命・損害保険の団体扱い事務の取扱い、クラブ等活動助成、人間ドック助成、宿泊施設の補助等の事業を行っている。

平成 28 年度の決算は、収入が 6,326 万 5,656 円で、主なものは会員からの会費及び市からの助成金がそれぞれ 2,212 万 2,664 円、保険事業に係る手数料が 1,309 万 5,997 円、厚生事業助成繰入金が 591 万 4,990 円であった。一方、支出は事業委託金が 4,467 万 9,492 円、事業補助が 690 万 5,276 円、人件費を含む管理費が 1,251 万 4,306 円で合計 6,409 万 9,074 円であった。収支差額は 83 万 3,418 円の赤字となり、前期繰越金から差し引きの結果、当期収支差額は 2,347 万 427 円になり、全額が翌年度に繰り越された。

今後とも、時代の変化に対応した効果的・効率的な事業展開に努められたい。

1 市職員と八尾市職員厚生会事務局職員の兼務について

市職員で厚生会事務局職員を兼ねる者において、八尾市職員厚生会規約に規定する市長の承認を得る手続が行われていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

2 八尾市職員厚生会クラブ等活動助成金交付に係る事務について

八尾市職員厚生会クラブ等活動助成金交付規程において、クラブの代表者はクラブ活動等報告書及び添付資料を八尾市職員厚生会会長に提出することとしているが、添付資料等に不備が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

3 備品等について

所有する備品等について、管理上必要な台帳等が作成されていないので、適正な事務処理に改められたい。